

令和5年3月8日

関係者各位

農林水産省 横浜植物防疫所
輸出検疫担当

改正植物防疫法に伴う植物等の輸出に係る新たな検査手続の開始について（お知らせ）

平素より植物検疫にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

令和5年4月1日付けで植物防疫法及び植物防疫法施行規則が改正され、植物、物品等の輸出検査は検査区分を分けて実施（以下「区分別検査」といいます。）することになります。

区分別検査は①栽培地検査、②消毒検査、③精密検査及び④目視検査の4つの区分です。また、区分別検査は、輸入先国の検疫条件に応じて異なり、必要に応じた区分別検査の申請を行う必要があります。

また、これらの区分別検査につきましては、植物防疫所だけではなく、農林水産大臣による登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」といいます。）においても実施できるようになります。

【検査手続きの変更について】

今回の改正植物防疫法の施行に併せて、輸出植物等の申請手続、検査方法等を定めた輸出検査実施要領が新たに施行されます。これにより、植物等の輸出検査の手続について、主に下記のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、新たな検査手続につきましては、順次、当所のホームページにてご案内していくこととしております。

記

[変更点]

1. 令和5年4月1日以降、輸出する種苗類に対して、栽培地検査、消毒検査、精密検査又は目視検査を受ける場合は、原則としてそれぞれの区分別検査に応じた新しい様式で検査申請を行う必要があります。
2. 区分別検査を受けた場合は、輸入国の要求に適合しているかどうかの検査結果を記載した検査報告書が交付されます。また、植物検疫証明書の交付の申請を行う際は、検査報告書の添付が必要になります。
3. 検査申請時の利便性を高めるため、上記の申請は原則農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した電子申請手続きが導入されます。利便性向上のために積極的なご利用をお願いします。また、eMAFFを利用する場合は、専用のアカウント（eMAFF アカウント）を取得する必要があります。

【連絡先】

農林水産省 横浜植物防疫所
輸出検疫担当
TEL : 045-211-7155